

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当

厚生労働省九州厚生局と佐賀県は、令和5年12月22日付で、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止相当とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び佐賀県が共同して監査を実施した結果、実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していたことなどが判明したことによるものです。（不正請求額 約71万円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名 平田 誠二（ひらた せいじ）59歳
施術所名称 さくら整骨院鳥栖院
施術所所在地 佐賀県鳥栖市鎗田町395番地2-2
元開設者 株式会社ヘルシーパル 代表取締役 平田 誠二

2. 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和5年12月22日

〔当該柔道整復師及び当該元開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

※上記1の柔道整復師は、令和5年5月20日付で受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

3. 受領委任の取扱いを中止相当とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章15（受領委任の取扱いの中止）（1）及び（2）

〔平成22年5月24日付保発0524第2号 厚生労働省保険局長通知（最終改正：令和4年5月27日付保発0527第2号通知）〕

4. 療養費の不正及び不当請求

監査において確認した不正請求及び不当請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔令和2年7月～令和5年4月〕

・不正請求	6名分	支給申請書	71件	合計717,711円
・不当請求	7名分	支給申請書	16件	合計 144円

（注）上記件数及び金額は、監査で確定したもののみを計上しており、最終的な不

正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では、確定していない。

5. 受領委任の取扱いを中止相当とした主な理由

(1) 不正請求

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- ② 実際に行った施術に、行っていない施術を付け増して、療養費を不正に請求していた。
- ③ 療養費の支給対象ではない傷病等に対して施術を行ったにもかかわらず、療養費の支給対象の負傷で施術を行ったとして不正に請求していた。

(2) 不当請求

明細書発行体制加算について、九州厚生局佐賀事務所に必要な届け出を行うことなく、明細書発行体制加算を不当に請求していた。

6. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和5年3月7日に保険者から、当該施術所から請求された支給申請書について、実際に患者が通院した日数よりも療養費が多く請求されていることが疑われる旨の情報提供がなされた。
- (2) 令和5年4月26日に上記(1)と別の保険者へ患者調査を依頼したところ、その回答から、実際に患者が一度も施術を受けていないにもかかわらず療養費が請求されていることが疑われる事例が認められた。
- (3) 上記(1)及び(2)、その後の九州厚生局佐賀事務所及び佐賀県健康福祉部国民健康保険課による患者調査の結果、実際に行っていない施術を行ったものとして療養費を不正に請求しているなど、当該施術所における療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであることが強く疑われたため監査を実施した。